

朝来市議会9月定例会（第26回）報告

朝来市議会は、令和7年8月27日から9月29日までの日程で第26回定例会を開催しました。市長提出議案、決算認定、議員発議案件など多岐にわたる議案が審議され、すべて可決・認定されました。

主な議案

- 第3次朝来市総合計画改訂版の策定
令和4年度から11年度までを計画期間とする総合計画の改訂版が策定されました。
- 乳児等通園支援事業条例の制定
法改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備・運営基準を定める条例を整備しました。
- 和田山駅前送迎スペース条例の制定
公共交通利用者の利便性確保のため送迎スペースの設置・管理を定める条例を制定しました。
- 各会計補正予算（一般会計・国保・介護保険・後期高齢者医療・上下水道など）
林道橋点検、JR梁瀬駅駐輪場整備、Jアラート更新などが盛り込まれました。
- 財産の取得（産業団地用地）
山東町に整備予定の新たな産業団地の事業用地として土地購入を承認しました。
- 損害賠償の額の決定及び和解
市道横断溝の不具合による車両損傷事故に関する和解を承認しました。

決算認定

令和6年度の一般会計および各特別会計・公営企業会計の決算が審査され、すべて認定されました。
一部については事業の在り方や契約方法の見直し、市民の交通利便性の向上などに関する意見が付されました。

議員発議

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書」を修正可決（送付先の整理）
- 議員定数削減に伴い、常任委員会を再編（4委員会→2委員会）する条例改正
- 広聴広報委員会を新設するため会議規則改正

倫理・ハラスメント対応

- ハラスメント事案調査
吉田俊平議員による職員へのハラスメントの疑いが報告され、議会運営委員会により調査が行われることになりました。
- 政治倫理審査会
関綾乃議員の個人広報活動に関する議員倫理条例に基づく審査が行われ、倫理的課題に関する報告が提出されました。

まとめ

今定例会では、総合計画や福祉・医療関連予算、市民利便性向上のための条例制定など、市政の基盤に関わる重要議案が上程され、すべて可決・認定されました。

また、議員定数削減を踏まえた委員会体制の再編や広聴広報委員会の新設が決まり、市民の皆様の声を議会に届けやすくする仕組みづくりが進みました。

一方で、議員の言動に関する調査も行われ、健全な議会運営に向けた課題が未だ存在することも浮き彫りとなりました。

朝来市創生の会

会員議員は
成長環境を保持し
議員としての
当たり前の努力を
惜しまず
議会活動の充実を
目指します



森下 恒夫



嵯峨山 博



藤原 正伸



松井 道信

常任委員会は2つに／広聴広報は専門委員会に

定数削減に伴う機能強化の取組

今定例会では、議員定数が18人から16人に減ることに伴い、議会の常任委員会の体制を見直す条例改正が可決されました。

朝来市議会ではこれまで「総務」「文教民生」「産業建設」の3つの常任委員会（各6人）がありました。しかし、議員定数が減ると各委員会が5人となり、継続性の確保（欠席・欠員の影響大）や議論の厚みに課題が生じ、委員会の機能低下が指摘されていました。そこで、常任委員会を2つに再編し、各8人で構成することになりました。

今回の改正は、議員定数削減による制約を補いながら、議会の審議機能を維持・強化するためのものです。今後も、市民に開かれた議会をめざし、より充実した議論を進めてまいります。

広聴広報委員会新設の意義

また、「広聴広報常任委員会」を廃止し、新たに

「広聴広報委員会」を設けることが決まりました。

これについて、一部に「常任委員会でなくするのは、市民との対話機能を後退させるものだ」と主張する議員がありました。しかし、これは誤解です。

常任委員会は本来、行政の所管事務に対応し、議案や請願を審査する場です。一方、広聴広報活動は、議会基本条例第15条が「広報広聴活動を充実させ、市民に分かりやすく議会活動を伝えとともに、市民意見を的確に把握する」ことを議会の責務として定めているように、議会自らが市民に説明し、意見を伺う自主的な活動であり、行政の所管事務とは性格が異なります。このため、広聴広報を「常任委員会」として位置付けるのは制度上の整合性を欠き、むしろ「専門委員会」とする方が本来の趣旨に合致しています。

今回の見直しは、「機能の後退」ではなく、制度上の整合性を確保する改革であり、市民との対話機能を安定的に維持・発展させる基盤整備です。広聴広報活動は今後も強化され、市民の皆様の声をより確かに議会に届けていきます。

ハラスメント及び倫理違反／問われるのは「誤ったら正す」姿勢

今定例会では、2人の議員に関するハラスメントや倫理違反の事案が報告されました。いずれも、すでに辞職勧告決議を受けた議員による問題行動であり、議会に新たな調査・審査の負担を強いる状況が生じたことは極めて遺憾です。

◆ハラスメント防止条例違反の疑い（吉田議員）

吉田議員による職員へのハラスメントの疑いが報告され、議会運営委員会で調査が行われています。

条例には、自らの言動がハラスメントとならないよう常に自制し、公正、誠実に活動することが議員の責務として規定されています。これこそが条例の存在意義であり、私たちは、今後も再発防止と健全な議会環境の維持に努めてまいります。

◆議員倫理条例違反（関議員）

関議員が発行した個人広報チラシ「関綾乃ニュース」（令和7年7月発行）に記載された内容について、政治倫理に関する審査請求が提出され、審査が行われました。審査会は、当該チラシの冒頭挨拶の記述が明白な虚偽であると認定。この報告を受けて、議長は

関議員に対し「陳謝の勧告」を行いました。関議員はこれに応じず、勧告を拒絶しました。

◆不正や不祥事が曖昧に処理されてはならない

民主的な議会において、議員に最も求められるのは、誤りを認め、正す姿勢です。市民の代表として公の場で発言する立場にある者が、誤った情報を発信し、それを正すことすらしない態度は、市民の信頼を大きく損なう行為であり、看過できるものではありません。

この2議員は、彼らに起因する数々の問題に関し、反省や訂正を拒み続け、未だ市民に対して誤解を与える広報を繰り返しています。近年、SNSなどで事実と異なる情報が即時に拡散し、一方的な見方が事実のように受け取られる場面が増えています。朝来市議会における一連の混乱も、**第一次政倫審での冤罪**に端を発しており、その後、議会が時間をかけて信頼回復に取り組んできた経緯をどうか忘れないください。

私たちは、真実に基づく説明を続けることで、信頼される議会を取り戻します。**「間違いを認め、正す勇氣」こそが、議員に求められる最も大切な倫理です。**

